

## 前橋市手洗いチェッカー貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症予防の普及啓発を図るため、手洗いチェッカーの無償貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 手洗いチェッカーの貸出し対象者は、前橋市に住所又は事業所等を有し、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の予防のため研修会等を行う個人及び団体とする。

(貸出台数)

第3条 手洗いチェッカーの貸出し台数は1回につき1台とする。ただし、前橋市長(以下「市長」という。)が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出手続き)

第4条 手洗いチェッカーの貸出しを受けようとする利用者(以下「利用者」という。)は、手洗いチェッカー利用申請書(様式第1号)により利用日の1週間前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、その内容を審査し、適当と認めるときは貸出しを許可するものとする。

3 市長は、前項の規定による許可をしたときは、手洗いチェッカー貸出通知書(様式第2号)により、当該利用者へ通知しなければならない。

(借用の取り消し及び変更)

第5条 利用者は、当該借用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、利用日及び利用日の前後各2日間とする。ただし、返却日が前橋市の休日を定める条例(平成元年前橋市条例第14号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以降に到来する直近の市の休日に該当しない日をもって返却日とする。

(貸出料)

第7条 手洗いチェッカーの貸出しは、無料とする。ただし、手洗いチェッカーの使用に際し、必要な電気代等にかかる費用に関しては、利用者の自己負担とする。

(目的外利用の禁止等)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、第4条の許可に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、手

洗いチェッカーの貸出しを許可しないものとする。

- (1) 保健所の事業に支障があるとき。
- (2) 営利を目的とするもの又はこれに類するものの利用に供するとき。
- (3) 公序、良俗その他公共の福祉に反するとき。
- (4) 危険又は棄損のおそれがあるとき。

(利用者の責任)

第10条 利用者は、手洗いチェッカー利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中の手洗いチェッカーの維持管理は、利用者の責任において行わなければならない。

3 手洗いチェッカーを破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

4 前項に該当する利用者は、市長に手洗いチェッカー事故報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(使用報告)

第11条 利用者は、手洗いチェッカーを返却する際に手洗いチェッカー利用報告書（様式第4号）を提出し、市長の検査を受けなければならない。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

## 手洗いチェッカー利用申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住所  
申請者 氏名  
電話

手洗いチェッカーを利用したいので、前橋市手洗いチェッカー貸出要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

団 体 名	
開 催 日	年 月 日 ( )
開 催 時 間	
開 催 場 所	
開催予定人数	
対 象 者	
内 容	
貸 出 日	年 月 日 ( )
返 却 予 定 日	年 月 日 ( )
誓約事項	手洗いチェッカーの利用にあたっては、前橋市手洗いチェッカー要綱の規定を順守します。

前 保 予  
年 月 日

様

前橋市長 山 本 龍  
(公印省略)

### 手洗いチェッカー貸出通知書

先に申込みのあった手洗いチェッカーの貸出しについて、下表のとおり通知します。

については、所定の日到手洗いチェッカーの引渡しを受けてください。

(保健予防課 電話027-212-8342)

借 用 者	所 在 地	
	名 称 ( 代 表 者 )	
借 用 期 間	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )	
引 渡 場 所	前橋市保健所保健予防課感染症対策係	
借 用 目 的		
借 用 変 更	使用を変更し、又は取り消す場合は、速やかにその旨を前橋市保健所保健予防課へご連絡ください。	
留 意 事 項	裏面の「留意事項」を遵守の上、適切な管理運行の下でご使用ください。	

## 留 意 事 項

手洗いチェッカーの貸出は、前橋市内の個人及び団体へ無料で貸し出し、市民に感染症予防の普及啓発を図り、もって市民の安全かつ衛生的な生活を保つことを目的としています。事故に十分注意し、次の事項を遵守の上、ご利用ください。

- 1 使用前に手洗いチェッカーの取扱説明書を熟読し、適切な使用の下でご利用ください。
- 2 目的外使用及び第三者への転貸しはできません。
- 3 使用中に事故等が発生した場合又は手洗いチェッカーを破損させた場合は、使用者の責任において、生じた損害を賠償していただきます。
- 4 事故等が発生した場合は、次に掲げる事項を守ってください。
  - (1) 速やかに状況を報告すること。
  - (2) 遅滞なく、必要とする書類を提出すること。
  - (3) 無断で手洗いチェッカーの修理を行わないこと。

### 連 絡 先

前橋市保健所保健予防課感染症対策係  
電話：027-212-8342(直通)

## 手洗いチェッカー事故報告書

事故発生日時	
事故発生場所	
手洗いチェッカーの状態	
事故の経過	

上記のとおり、手洗いチェッカー事故報告をします。

年 月 日

（宛先）前橋市長

借用団体名：

代表者名：

## 手洗いチェッカー利用報告書

団 体 名	
代 表 者 名	
代表者連絡先	
開 催 日	
手洗いチェッカー利用人数	
感 想	

上記のとおり、手洗いチェッカー利用報告をします。

年 月 日

（宛先）前橋市長

借用団体名：

代表者名：